

令和8年度 江別市職員採用試験案内

【保育士／資格・社会人経験者の部】＜第1回試験＞

※ 保育士の採用試験は年2回実施します。

★江別市が求める人材★

- ① 自ら市内に居住し、市民目線で貢献心を持って取り組める人
- ② 自ら考え、情熱を持って積極的に行動できる人
- ③ 自ら目標を持って、その実現のために絶えず努力できる人

受付期間:令和8年5月7日(木)～同月20日(水)17時15分

※試験申込みは、市ホームページ上に掲載している「令和8年度江別市職員採用試験WEB申込み利用案内」を必ず確認し、市ホームページ上の「試験申込みページリンク」により「江別市職員採用試験システム」から行ってください。

※原則、WEB申込み以外の申込みは受け付けませんが、WEB申込みができない特段の事情がある場合には、江別市職員課にお問い合わせください。

1 職種・試験区分・職務内容など

職種	試験区分	職務内容	採用予定数
保育士	資格の部 社会人経験者の部	保育園などの児童福祉施設等に配属され、保育の業務や地域における子育て推進事業などの業務に従事します。	若干名

2 受験資格

資格の部	次の要件を全て満たす方 ・平成9年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方、または、今年度末までに取得見込みの方。((一社)全国保育士養成協議会が実施する令和8年前期または後期の保育士試験において、資格取得見込みの方も受験できます。※後日、合格通知書の写しを提出していただきます。) ・採用後、江別市内に居住が可能な方
社会人経験者の部 <u>※試験案内後半の【一定の職務経験に関して】をご確認の上、申込み願います。</u>	次の要件を全て満たす方 ・昭和62年4月2日以降、平成9年4月1日以前に生まれた方で、保育士の資格を有する方 ・一定の職務経験(採用日時点において、大学を卒業した方は卒業後5年以上、短期大学または高等専門学校を卒業した方は卒業後7年以上、高等学校を卒業した方は卒業後9年以上)を有する方 ・採用後、江別市内に居住が可能な方

※二つ以上の職種・区分の試験に申し込むことはできません。

※次のいずれかに該当する方は、受験できません。(地方公務員法第16条)

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 2 江別市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験方法・試験内容など

(1) 第一次試験


日 程	令和8年6月1日(月)から令和8年6月18日(木)までのうち、受験者が選択し予約した日時	
会 場	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡等に開設されたテストセンター又はオンライン会場のうち、受験者が選択し予約した会場 ※テストセンター詳細 (https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/) ※オンライン会場詳細 (https://online-proctor.com/tc-introduction/)	
試 験 内 容	SPI3	①性格検査 ※第二次試験の参考資料とするために実施します。 ※基礎能力検査を受験する前に、自宅等のパソコン又はスマートフォンで受験してください。
		②基礎能力検査 (配点:80点)
	※①②ともに公務員試験対策不要の検査です。	
※ 試験問題の内容に関するお問合せには一切お答えできません。		
試 験 当 日 に 用 意 す る も の	【テストセンターで受験する場合】 ①顔写真付き本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ②受検票(SPI3会場予約時にWEB上で発行されます。) ※受検票を印刷できない方は、A4白紙に受検票の内容をメモして持参してください。 【オンライン会場で受験する場合】 ①顔写真付き本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ②筆記用具(シャープペンシル又は鉛筆) ③メモ用紙(A4 サイズ2枚のみ)	
合 格 発 表	令和8年6月30日(火)午前10時 第一次試験合格の発表は、次の二つの方法により行います。 ① 市ホームページで合格者の受験番号を示します(合格発表日から1週間)。 (http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/employment/) ② 合格者にのみ江別市職員採用試験システム上のマイページで通知します。	
問 い 合 せ 先	【テストセンターに関する問い合わせ】 テストセンターヘルプデスク TEL:0570-081818 受付時間 9:00~18:00(土日含む毎日) ※身分証明書関係についてもこちらへお問い合わせください。 ※試験問題の内容に関するお問い合わせには一切お答えできません。 【オンライン会場受験当日に関する問い合わせ】 オンライン会場当日窓口 TEL:050-3150-8877 ※受験当日の監督者との接続、遅刻等についてはこちらへお問い合わせください。	

(2) 第二次試験

日 時 / 会 場	第一次試験合格者に、別途お知らせします。	
試 験 内 容	面接試験	面接により、主として人物評価を行います。 2回の面接で段階的に最終合格者を選考します。
提 出 物	第一次試験合格者に、別途お知らせします。	

4 受験申込手続き

市ホームページに掲載している「試験申込みページリンク」により「江別市職員採用試験システム」から、WEB申込みを行ってください。受付期間内に全ての手続きが完了していない場合は、理由を問わず申込みを受け付けません。

<p>手順① 【WEB申込み】</p>	<p>【WEB申込み】 市ホームページに掲載している「令和8年度江別市職員採用試験WEB申込み利用案内」を必ず確認し、必要事項を入力してください。 次のQRコード又はURLからアクセスしてください。</p>  <p>(URL:http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/employment/) ※登録の際、キャリアメールアドレスは設定しないでください。(誤ってキャリアメールアドレスを設定した場合、受験に必要な「受験依頼メール」を正しく表示できない可能性があります。)</p> <p>【受付期間】 令和8年5月7日(木)から令和8年5月20日(水)午後5時15分受信分まで ※受付期間中に正常に受信したもののみ有効とします。 ※締切り直前は、サーバの混雑が予想されますので、余裕を持って早めに手続きを行ってください。 ※登録されたメールアドレス宛てに確認メールが自動送信されます。メールが届かない場合はメールアドレスに誤りがある可能性がありますので、再度登録し直してください。 ※申込手続きが複数回あった場合は、最終受信分を有効とします。</p> <p>【添付データ】 ・顔写真(6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの写真) ※サイズは、縦4cm×横3cm 又は縦4:横3 ※通常眼鏡をかけている人は眼鏡をかけているもの。</p>
<p>手順② 【SPI3の受験手続】</p>	<p>【受験依頼メール】 令和8年5月27日(水)までに手順①で登録されたメールアドレスへ受験依頼メールを送信します。 ※令和8年5月27日(水)までにメールが届かない場合は、市職員課までご連絡ください。 ※メールフィルタにより、意図しないフォルダに電子メールが振り分けられることがありますので、ご注意ください。</p> <p>【会場予約】 受験依頼メールを受信したら、その内容に従い、次の①～③の手続きを行ってください。 ①テストセンターIDを取得 ②性格検査を受験 ③会場・日時予約 ※①～③の手続きは、自宅等のパソコン又はスマートフォンで行ってください。 ※テストセンター会場には休業日があります。また、席数には限りがあるため、希望の日時で受験できない可能性がありますので、早めに手続きを行ってください。</p> <p>【受験】 予約した会場、日時でSPI3(基礎能力検査)を受験してください。</p>
<p>注 意 事 項</p>	<p>【申込手続全般】 ・パソコンから送信される電子メールが受信できるように設定してください。また、ドメイン指定受信の設定をしている場合は、「@city.ebetsu.lg.jp」、「@bsmrt.biz」からのメールを受信できるよう追加設定してください。 ・通信機器の通信トラブル等には一切責任を負いませんのでご了承願います。 ・通信料は各自負担となりますのでご了承願います。</p> <p>【WEB申込み】 ・申込受付期間中は、24時間申込みができますが、システムの保守・点検等を行う場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。</p>

・登録情報に不備があった場合は、申込みを受け付けないことがあります。
 ・入力された内容等について、「連絡先」欄の電話番号に市職員課から確認の連絡をすることがありますので、日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則、令和9年4月1日付けの採用内定候補者となります。
- (2) 日本国籍を有しない職員は、「公権力の行使又は公の意思形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という原則に基づき、市政の企画立案決定等に関与する課長職以上の職及び人事財政等の市の基本政策の決定に携わる係長職に就任することはできません。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合(受験資格を見込みで受験する場合において今年度末までに受験資格を満たさない場合を含む。)は、合格を取り消します。
- (4) 申込内容の不実等が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 試験の受験及び採用に伴う旅費は、一切支給しません。
- (6) 性犯罪歴に関する申告と取り扱いについて
 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和8年12月25日までに施行予定)に基づき、採用選考において、こどもに接する業務に従事する職員の性犯罪歴の有無を確認いたします。

1 申告事項

WEB申込み時や採用選考の過程において、ご自身に特定性犯罪歴がないことについて申告等を行っていただきます。

※試験案内後半の【特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者について】をご確認のうえ申込み願います。

2 性犯罪歴の確認について

採用選考の過程において、法に基づき、性犯罪歴の有無について公的な方法で確認を行います。
 この確認は、こども家庭庁が提供するシステムを利用し、プライバシー保護に配慮した上で行われます。

3 虚偽申告があった場合の取り扱い

以下のいずれかに該当する事実が判明した場合は、その後の採用選考手続きを進めることができない、または内定を取り消すことがあります。なお、採用後に判明した場合には、採用を取り消すことがあります。

(1) 申告内容に虚偽があった場合

申告された性犯罪の有無が、公的な確認結果と異なることが判明した場合

(2) 確認手続きに応じない場合

法に定める性犯罪歴の確認手続きに必要な書類の提出や、オンラインシステムへの登録等に協力いただけない場合、または法定期限までに確認が出来ない場合

4 こどもと接する業務について

性犯罪歴が確認された場合、いかなる場合も「こどもに接する業務」への従事はできません。また、虚偽の申告が判明した場合も同様の取り扱いとなります。

6 試験結果の提供について

この採用試験の結果については、不合格となった方に限り、請求により提供することができます。

請求ができる方	第一次試験不合格者及び第二次試験不合格者
提供期間	各合格発表後1か月間
提供内容	第一次試験の得点及び総合順位
請求の方法	「職員採用試験結果提供申出書」に必要事項を記入の上、市職員課に郵送(460円分の切手を貼った返信用封筒と受験者本人であることを確認できる書類を同封)で請求してください。 ※「職員採用試験結果提供申出書」は、市ホームページからダウンロードできます。

7 給与の概要

初任給	大学卒:232,000円 短大卒:216,500円 高校卒:200,300円 (令和8年4月1日現在。職歴に応じ、加算されることがあります。) 例)採用時の年齢が34歳で、4年制大学卒業後、民間企業等で採用後の職務に直接役立つ職務に常時勤務した職務経験年数が12年ある方の場合、月額283,200円程度が支給されます。
諸手当	・期末手当(6月・12月)、勤勉手当(6月・12月)、寒冷地手当が支給されます。 ・その他条例に定める支給要件を満たす場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などが支給されます。

受験手続きなどのお問い合わせは…

江別市総務部職員課

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

電話番号 011(381)1007

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/employment/>

【一定の職務経験に関して】

一定の職務経験・・・会社員・国家公務員・地方公務員・団体職員・自営業者等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続した期間(アルバイト、契約社員等を含む、かつ、保育士としての職務内容であったかは問わない。)が該当する。(証明可能なものに限る。)

なお、勤務を1年以上継続した期間が複数ある場合は、それらを通算することができるが、同一期間に複数箇所勤務をした場合については、いずれか一方の職務経験に限る。

また、連続した1か月以上の休業期間等の期間がある場合、職務経験期間から除算する。ただし、産前・産後休暇及び育児休業にあたる期間は算入する。

《Q&A》

Q1. 勤務を1年以上継続したとありますが、令和7年4月1日から令和8年の3月中旬まで勤務していた場合は、どのようになりますか。

A1. 職務経験期間は1か月未満切り上げで算定します。そのため、3月中旬であっても、この場合は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの12か月とみなし、1年以上継続したとして、職務経験期間に算入することができます。

Q2. 傷病により1か月半勤務をしておりませんでした。この場合、除算する期間はどのようになりますか。

A2. 除算期間については、1か月未満切り捨てで算定します。そのため、この場合、除算期間は1か月となります。

Q3. 青年海外協力隊として、派遣活動に取り組んでいた時期がある場合、その期間については、どのようになりますか。

A3. 独立行政法人国際協力機構(JICA)が行う青年海外協力隊等として1年以上継続した派遣活動期間がある場合、その期間は職務経験期間に算入することができます。(証明可能なものに限る。)

Q4. 受験資格は満たしておりますが、保育と関係のない仕事に勤めていた期間は、どのようになりますか。

A4. 職務経験期間に算入することができます。

Q5. 以前、働いていた会社が倒産しており、証明書の発行ができない場合、どのようにすれば、よろしいでしょうか。

A5. 年金加入記録の証明やその他書類で代えられる場合があります。ただし、証明内容の不足により、受験資格を満たしていることが確認できない場合は、合格を取り消します。

【特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者について】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))

を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの